

総務省説明資料

2019年5月21日

1. 電気通信事業法の一部を改正する法律の概要

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、電気通信事業法の一部を改正し、必要な措置を講ずる。

モバイル市場の競争の促進

■ 事業者間の競争が不十分

- ☞ 大手3社による寡占(シェア9割)
- ☞ 端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平。

■ 競争を促進するための基本的なルールを整備

- 通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた困り込みの是正のための制度を整備。

販売代理店への届出制度の導入

■ 販売代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政の現状把握が不十分

■ 販売代理店の業務の適正性の確保に資する制度を整備

- 販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。

事業者・販売代理店の勧誘の適正化

■ モバイル・FTTH等の苦情・相談は高い割合で推移

- ☞ 分野別の相談件数(2017年度)で見ると、「インターネット接続回線(FTTH含)」は3.3万件(3位)、「移動通信サービス」は2.4万件(8位)
(出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET))

■ 利用者の利益の保護のためのルールを強化

- 自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化。

- 現在のモバイル市場は大手3社が約9割のシェアを占める寡占的状況であり、競争が不十分との指摘。
- モバイル市場の競争を促進するため、競争を阻害するおそれがある一定の行為を禁止する。

現状・課題

携帯電話事業者の以下の行為により、競争が働く前提である利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害。

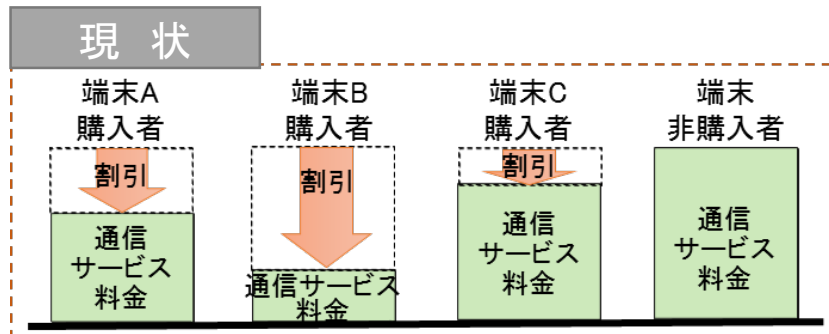
① 通信料金と端末代金の分離の不徹底

- 購入する端末により通信料金が異なる※など、料金プランがわかりづらく、正確に理解して事業者・サービスを比較することが困難。
※ 利用者間の不公平感も惹起。

② 行き過ぎた囲い込み

- 高額な違約金を伴う2年縛り・自動更新や4年縛りにより、利用者を過度に囲い込み。

<想定される料金プランの見直しイメージ>



改正法による措置

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・販売代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進。

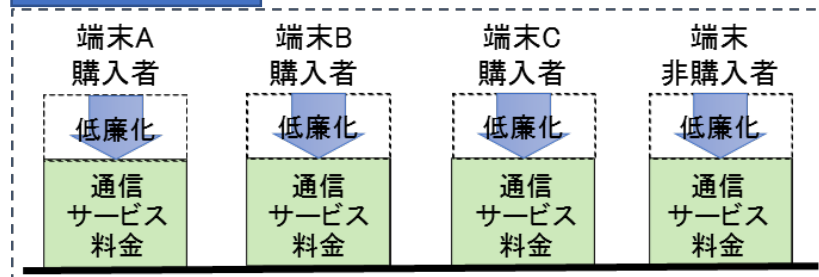
① 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の利益の提供※を約することを禁止。
※ 端末代金の割引やキャッシュバック等。
→ 通信料金単体での比較・競争を促進。

② 行き過ぎた囲い込みの禁止

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止。
→ 利用者による自由な事業者乗換えを促進。
- 違反した場合は業務改善命令の対象

見直し後



○ 販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、販売代理店についての事前届出制度を導入する。

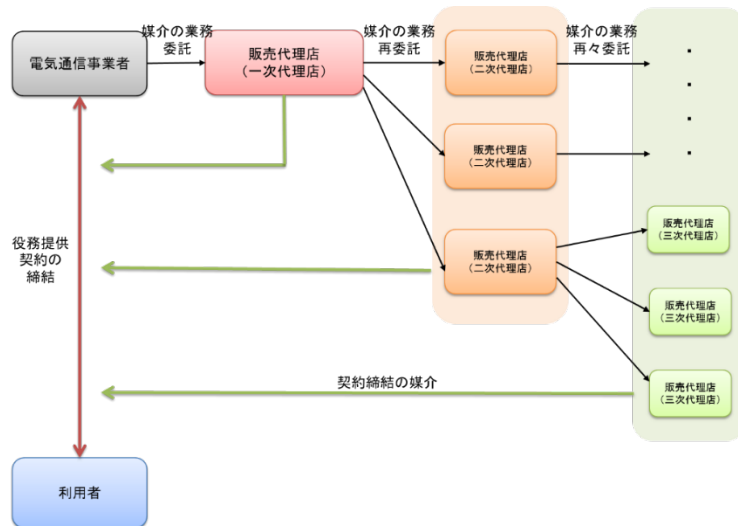
現状・課題

販売代理店への指導は一義的には事業者任せられており※、行政の現状把握が不十分。

■ 現在、行政が販売代理店を迅速・適確に把握する手段がない。

(現在は、一部のみ電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTHサービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの報告により把握)

販売代理店の契約関係のイメージ



※ 電気通信事業法第27条の3において、電気通信事業者は、委託先の販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、指導等の措置を講じなければならない旨を規定。

改正法による措置

販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、行政が販売代理店を直接把握するための制度を整備。

■ 一定の通信サービス※の契約の締結の媒介等の業務を行う販売代理店について、総務大臣に対する事前届出制度を導入。

※ 携帯電話サービス、FTTHサービス、ISPサービス、電話サービス等の一般向けサービス

届出事項

- ① 販売代理店の名称・住所・代表者氏名
- ② 取り扱う通信サービスの事業者名等
- ③ 直接の委託元(電気通信事業者又は販売代理店)の名称等
- ④ 取り扱う通信サービスの区分 等

➤ 販売代理店の迅速・的確な把握により、法の規定※の適切な履行の監督及びこれらの違反に係る業務改善命令の円滑な執行を担保。

※ 既存の規定: 提供条件の説明義務、不実告知等の禁止
 新たな規定: 改正内容(1)及び(3)

○ 電気通信事業に関する利用者の苦情・相談が多数生じていることに対応し、利用者の利益の保護のためのルールを強化する。

現状・課題

近年、モバイル・FTTH分野に関する利用者からの苦情・相談は高い件数で推移。

- 苦情・相談の要因には、既存の利用者保護規律で対応できない次のような行為がある。
 - ・ 勧誘主体等について誤解を与える勧誘
 - ・ 勧誘目的であることを明示しない勧誘

【苦情の例】

「大手通信事業者からの電話だと思い契約したが、別の事業者だったので解約したい」「契約プランの変更と思ったら別会社との契約になっていた」

→ 利用者のニーズに応じたサービス選択を阻害

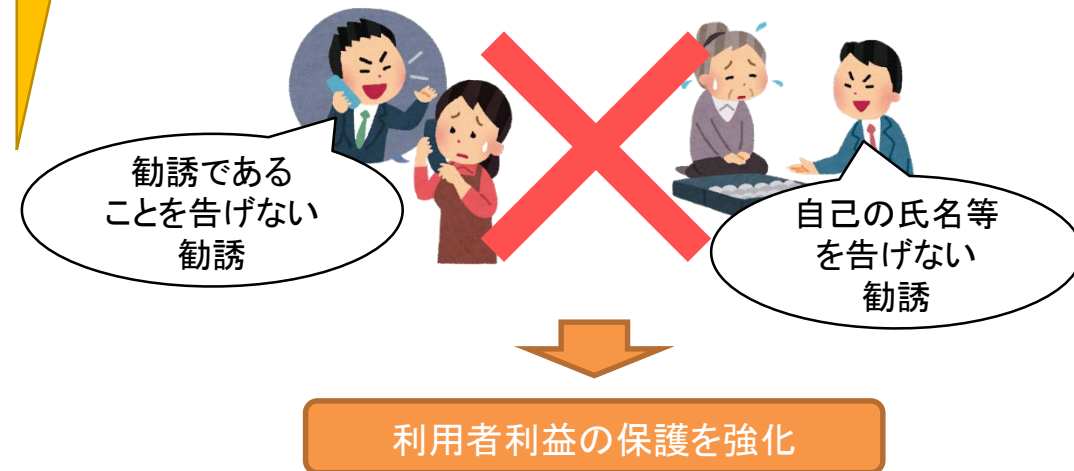
改正法による措置

利用者の利益の保護のためのルールを強化し、既存の利用者保護規律で対応できない課題に対処。

- 電気通信事業者又は販売代理店について、通信サービスの勧誘に先立って「自己の氏名若しくは名称」又は「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為を禁止。

➤ 違反した場合は業務改善命令の対象

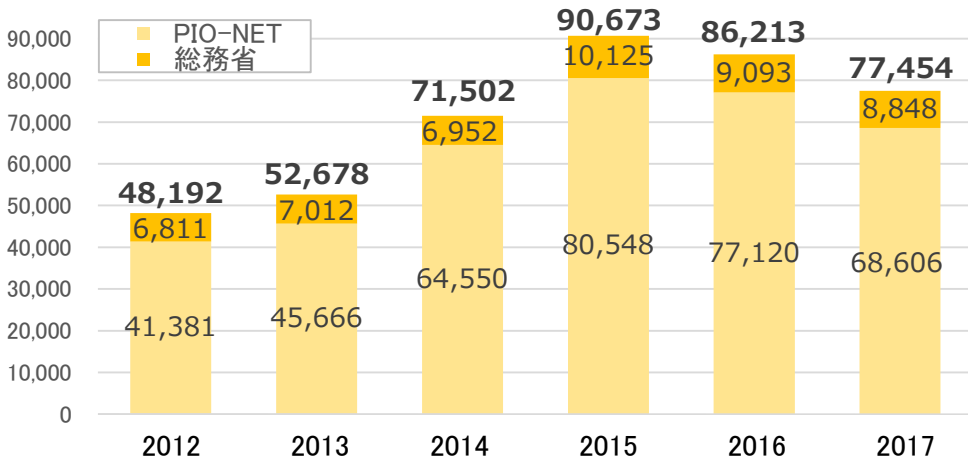
利用者の誤解を招く不適切な勧誘の是正



利用者利益の保護を強化

電気通信サービスに係る苦情相談件数

(全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)及び総務省)



2. モバイル市場の競争促進のための 措置に関する検討事項

■ 移動電気通信役務及び第27条の3第2項に規定する禁止行為の適用を受ける電気通信事業者を告示によって指定することを規定。

移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行ふ。

1. 移動電気通信役務の指定

移動電気通信役務(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務に限る。))であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して**電気通信事業者間の適正な競争関係**を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するもの)

第26条第1項第1号及び第3号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務に限る。)
【第1号】 携帯電話サービス、BWAサービス 等
【第3号】 PHSサービス、公衆無線LANサービス 等

※ 衛星移動通信サービス、アンラインセンスLPWAサービス等の電気通信役務は第26条第1項各号で指定されていない

**電気通信役務の提供の状況
その他の事情を勘案**
(勘案する観点(例))
・ 電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少なくないか
・ 一般的なサービスであっても、サービス停止等により利用者数の減少が見込まれるか 等

移動電気通信役務を告示によって指定

2. 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者の指定

電気通信事業者(移動電気通信役務(当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。))の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が**電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。**)を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

移動電気通信役務を提供する電気通信事業者

電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く

禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を告示によって指定

■ 移動電気通信役務を提供する総務大臣から指定された電気通信事業者及びその販売代理店(届出媒介等業務受託者)は、通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止の実現のため、一定の行為をしてはならない旨を規定。

1. 通信料金と端末代金の完全分離(第27条の3第2項第1号)

その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な**移動端末設備**となる電気通信設備の**販売等**(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、

当該契約に係る当該移動電気通信役務の**利用者**(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。)に対し、

- ・ 当該**移動電気通信役務の料金**を当該契約の締結をしない場合におけるものより**有利なもの**とすること
- ・ その他**電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供**として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。

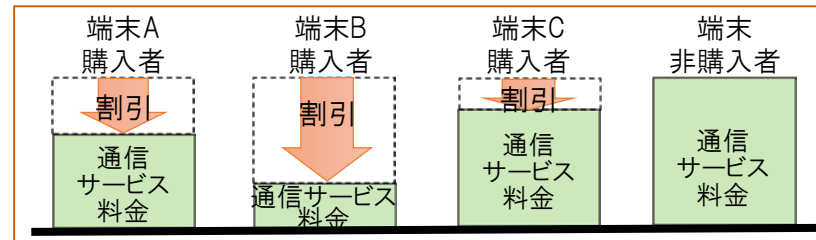
2. 行き過ぎた囲い込みの禁止(第27条の3第2項第2号)

その**移動電気通信役務の提供**に関する契約の締結に際し、

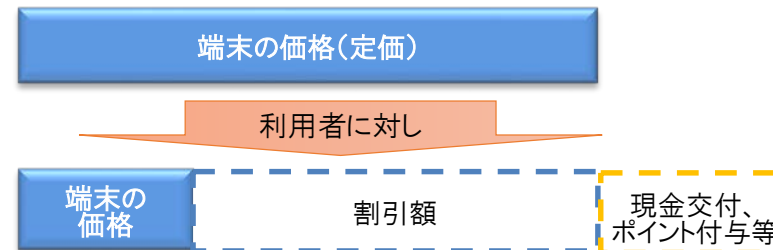
当該**移動電気通信役務の利用者**に対し、

- ・ 当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより**電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるもの**として**総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件**を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

■ 第27条の3第2項第1号の禁止の対象である約することの内容【移動電気通信役務の料金を有利なものとする】



【事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供として総務省令で定めるもの】



■ 第27条の3第2項第2号の禁止の対象である約することの内容

・ 期間拘束がない契約(例)

期間拘束なし: 4,200円/月
違約金: 0円

・ 期間拘束契約(例)

2年契約: 2,700円/月
違約金: 9,500円

料金差

[自動更新]

更新月
3ヶ月

2年契約: 2,700円/月
違約金: 9,500円

拘束期間

違約金の水準

■ 「移動端末設備の・・・販売等に関する契約の締結に際し、・・・利用者に対し、・・・電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約すること・・・」について、**約することが禁止される「利益の提供」をどのようなものとするか。**

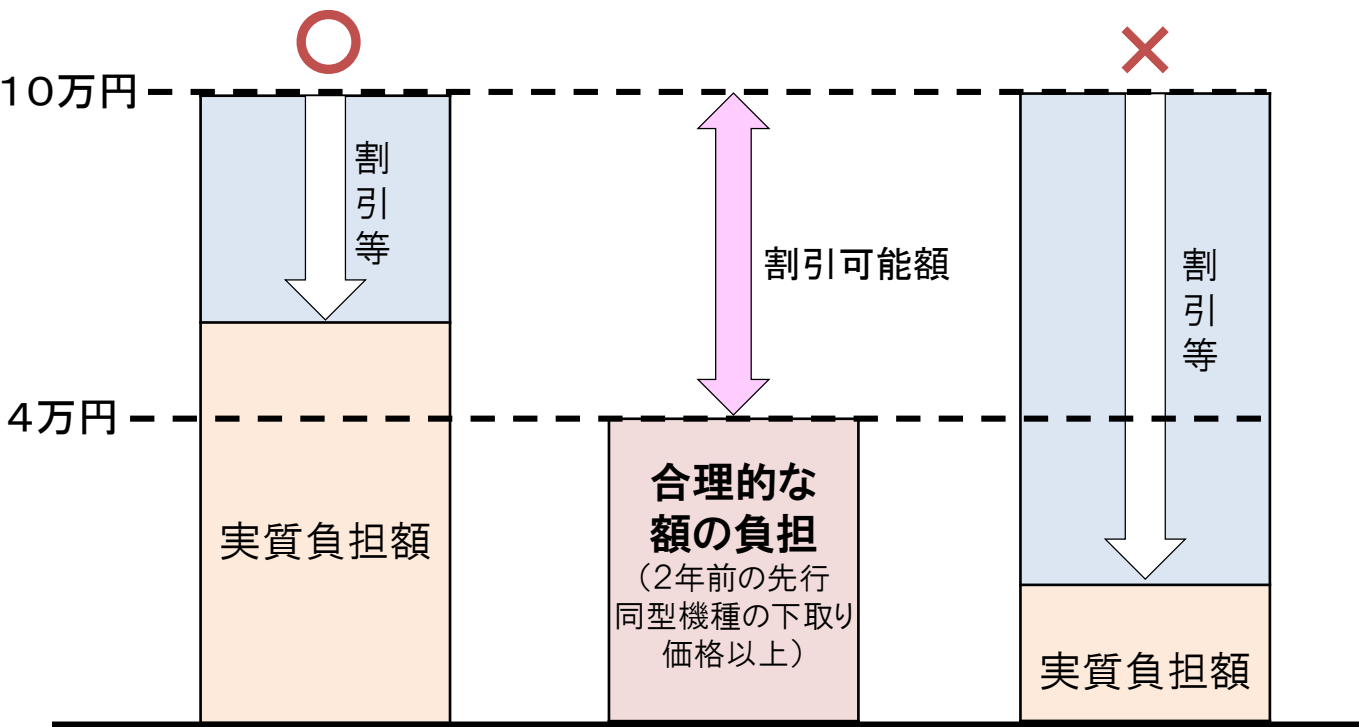
検討すべき事項	参考
○ どのような内容の「利益の提供」を禁止するか。	—
○ 通信役務の一定期間の継続利用の有無に応じて禁止される「利益の提供」の内容を異なるものとするか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急提言の指摘 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「通信役務の一定期間の継続利用を条件とする端末代金の割引等については、(略)分離の徹底の観点から、見直すことが適当である。」 ○ 「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間の継続利用の有無にかかわらず基準を定めている。
○ 「通信役務の一定期間の継続利用を条件とする場合」に禁止される「利益の提供」はどのような内容か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドラインの扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 「スマートフォンを購入する利用者には・・・合理的な額の負担を求めることが適当」とし、その額につき「スマートフォンを購入する利用者に求める負担が関連下取り価格(2年前の先行同型機種)を下回る場合は、合理的な負担の額とはいえない」としている。
○ 「通信役務の一定期間の継続利用を条件としない場合」に禁止される「利益の提供」はどのような内容か。	
○ 端末の購入を条件としない利益の提供であっても、端末の購入に際して行われる場合には禁止されるべき「利益の提供」はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドラインの扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、スマートフォンの購入を条件とするスマートフォンの購入代金の割引等を対象としている。 ただし、「端末の購入を条件としない場合であっても、MNPによる通信契約の締結を条件とする場合(端末の購入を伴わないSIMのみの通信契約の締結を条件とする場合を除く。)」には対象とするとしている。
○ どのような形式の「利益の提供」を禁止するか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドラインの扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 「購入代金の割引、金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益並びに事業者が販売店に対して支払う金銭であって販売店によるスマートフォンの販売に応じて支払うもの又はスマートフォンの購入者にその購入を条件として提供する経済上の利益のために使うことを事業者が販売店に対して実質的に指示するもの」

- 「移動端末設備の・・・販売等に関する契約の締結に際し、・・・利用者に対し、・・・電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約すること・・・」について、**外延、例外等の具体的な枠組みをどのようなものとするか。**

検討すべき事項	参考
○ 対象とする「移動端末設備」をどの範囲のものとするか。	○ ガイドラインの扱い ・ スマートフォンを対象とし、新品であることを前提としている。
○ 現行ガイドラインで許容されている例外についてどのように考えるか。	○ ガイドラインの扱い ・ 「端末の販売状況等を踏まえて在庫の端末の円滑な販売を図ることが必要な場合(※1)、携帯電話の通信方式の変更若しくは周波数の移行を伴う場合又は廉価端末(※2)の場合には、スマートフォンの価格に相当するような行き過ぎた額とならない範囲で、端末購入補助を行うことができる。」 ※1 具体的には、「店頭における端末の販売状況から値引き等を行わなければ在庫の端末の解消が見込めず、追加の調達を行う予定もない場合等が該当する」としている。 ※2 具体的には、「事業者が直接利用者に販売する場合における小売価格又は事業者が販売店に販売する場合における卸売価格が税抜き30,000円以下の端末とする」としている。
○その他検討すべき事項はあるか。	

- 行き過ぎた端末購入補助の適正化を図るため、**端末購入者の実質負担額が一定額を下回るような端末購入補助を禁止**するガイドラインを策定(2016年3月)。
- これにより、①高止まりしている通信料金の低廉化、②端末購入補助を受けない長期利用者等との公平性の確保、③低廉なMVNOサービスの一層の普及を図る。

【定価10万円、2年前の先行同型機種の下取り価格が4万円の場合】



【端末購入補助とは】

- スマートフォン購入又はMNPを条件とする
 - ▶携帯電話の通信料金割引
 - ▶スマートフォンの購入代金割引
 - ▶キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売又はMNP(臨時増額に限る)に応じて販売店に支払う金銭(販売奨励金)
- スマートフォンの購入者にその購入を条件として提供する経済上の利益のために使うことを事業者が販売店に対して実質的に指示する金銭

※2017年5月以前発売の端末については、調達費用に照らして合理的な額の負担を求める。

※在庫端末や廉価端末等については、端末価格に相当するよう行き過ぎた額とならない範囲で端末購入補助可能。

■ 「移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該電気通信役務に関するその他の提供条件」について、**約することが禁止される「提供条件」の内容をどのようなものとするか。**

検討すべき事項	参考
○ 期間拘束の期間をどう考えるか。	○ 緊急提言の指摘 ・ 「期間拘束の期間が著しく長期に渡り、その合理的な理由がない場合も、同様である(注見直すことが求められる。)。」
○ 違約金の水準をどう考えるか。	○ 緊急提言の指摘 ・ 「合理的な算定根拠に基づき設定されるべきものであり、違約金の水準が著しく高い場合には、スイッチングコストにより利用者を過度に拘束し、事業者間の公正な競争を阻害するものであるため、見直すことが求められる。」
○ 期間拘束の有無による料金差をどう考えるか。	○ 緊急提言の指摘 ・ 「期間拘束のない契約の料金その他の提供条件が、期間拘束のある契約の料金その他の提供条件に比べて著しく劣り、実質的な選択肢となっておらず、それについての合理的な理由がない場合には、利用者を過度に拘束するものであり、見直すことが求められる。」
○ 期間拘束の自動更新についてどう考えるか。	○ 緊急提言の指摘 ・ 「変化の激しいモバイル分野で拘束期間終了後の更新の要否を契約当初の段階で判断することは困難であり、利用者を過度に拘束するものである一方で、更新に係る手続の手間の省略を望む利用者もあり得る。このため、更新が利用者の真正な意思に基づき行われるよう、契約当初の段階で自動更新とするかどうか選択可能とし、拘束期間終了の段階で更新するかどうか及び自動更新の選択を変更するかどうかについて利用者の意思を確認するとともに、自動更新の有無により料金に差を設けないことが求められる。」
○ その他検討すべき事項はあるか。 → 自動更新を伴わない期間拘束を伴う通信契約(最低利用期間を有する通信契約)の扱い。 → 「期間拘束を伴う通信契約」ではない拘束性のある提供条件の扱い。	○ 緊急提言の指摘 ・ 緊急提言では、自動更新を伴う「期間拘束を伴う通信契約」を前提として提言がなされている。

(参考)主要MNOの主な期間拘束契約の状況

(2019年5月13日時点)(税抜)

事業者名	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	ワイモバイル	UQ コミュニケーションズ ※BWA事業者として
拘束期間	2年間				2～4年間
違約金の額	9,500円				9,500円～19,000円
期間拘束のない契約の提供	○				×
期間拘束の有無による料金差	1,500円/月		2,700円/月	2,500円/月	—
自動更新	○				○
更新期間	3か月				1か月 ※契約満了月の末日も無料解約可能

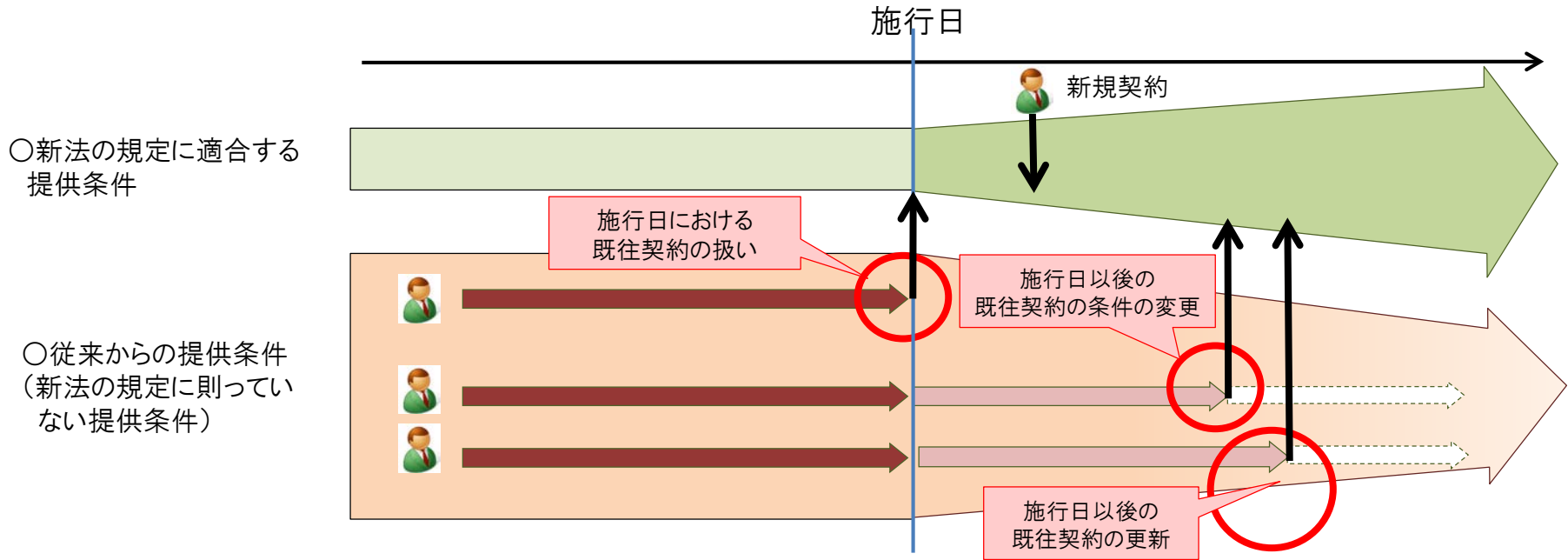
(参考)主要MVNOの主な期間拘束契約の状況

(2019年5月13日時点)(税抜)

事業者名 (ブランド名)	楽天モバイル (楽天モバイル)	インターネット イニシアティブ (IIJmio)	UQ コミュニケーションズ (UQモバイル)	NTT コミュニケーションズ (OCNモバイルONE)	オプテージ (mineo)
拘束期間	最低利用期間: 12/24/36か月 から選択	最低利用期間: 12か月	契約期間:2年間 ※ 契約期間がなく最低 利用期間が設定されて いるプランもあり	最低利用期間: 6か月	12か月
違約金の額	9,800円	最大12,000円 ※1か月ごとに1,000円 ずつ減額	9,500円	8,000円	9,500円
期間拘束の ない契約 の提供	—	—	×	—	—
期間拘束の有 無による料金差	—	—	—	—	—
自動更新	—	—	○	—	—
更新期間	—	—	1か月間	—	—
備考	選択した最低利用期 間に応じて割引 ・12か月→なし ・24か月→500円/月 (2年間) ・36か月→1,000円/月 (2年間)	—	—	—	MNP転出する場合に 限り発生するもの

■ 施行日より前に締結された通信契約(既往契約)について、どう扱うか。

検討すべき事項	参考
○ 施行日の時点でどう扱うか。	○ 法律上の扱い ・ 法律において禁止行為の対象となるのは「約する」ことであるため、施行日の到来によって既に約している既往契約の効果に影響が生ずるものではない。
○ 施行日以後に、 ・ 更新(自動更新、自動更新以外)時期が到来した場合 ・ 条件を変更する場合(データプラン変更等)をどう扱うか。	○ 法律上の扱い ・ 更新、条件の変更は「約する」に当たるため、新法の規定に適合する提供条件とすることが原則。
○ その他留意すべき事項はあるか。 → 既往契約を締結している者が更新時期を待たずに新規契約に移行を希望する場合の扱い。	

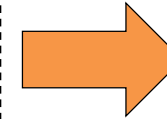


3. 利用者利益の保護のための 措置に関する検討事項

- 電気通信事業者及びその販売代理店(届出媒介等業務受託者)は、
- ① 自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為
 - ② 利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為をしてはならない旨を規定。

1. 自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為(第27条の2第2号)

第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つて、その相手方(電気通信事業者である者を除く。)に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。)

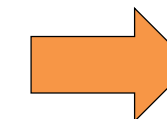


**適用除外となる行為を
総務省令において規定**

検討すべき事項	参考
○ 適用除外となる行為をどのようなものとするか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急提言の指摘 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年度にPIO-NET及び総務省に寄せられた苦情相談に基づく総務省の分析によれば、苦情相談の要因となった販路等としては、携帯電話(MNO)についてはキャリアショップや量販店等の「店舗販売」(46.3%:「不明」を除いた場合は83.3%)が、FTTHサービスについては「電話勧誘」(56.3%:「不明」を除いた場合は72.0%)という販売形態が、それぞれ高い比率となっており、販売代理店に起因した苦情相談が多く生じている。 ・ 光コラボの代理店による電話勧誘に係る苦情相談が相変わらず多く、「新しいサービスのご案内です」と言われたので契約中の事業者だと思ったなど、勧誘時に事業者名について誤解を与える勧誘となっている。

2. 利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為(第27条の2第4号)

利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為



**禁止する行為を
総務省令において規定**

検討すべき事項	参考
○ 新たな禁止行為として規定する必要性の高い行為はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急提言の指摘 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信サービス契約の媒介と一体として行われる販売代理店の業務において、電気通信サービスに関して利用者の利益を阻害するような不適切な実態があれば、業務改善命令を行いうることとする。

(参考)利用者保護規律における適用除外

- 現行の利用者保護規律において、一部の契約等がその適用から除外されている。

利用者保護規律		適用除外
① 提供条件の説明義務 (法第26条(条番号は改正後の 条文番号を記載。以下同じ。))	電気通信役務の提供に関する契約の締結又は媒介等 しようとするときは、料金その他の提供条件の概要の説明 を義務付け。	(i) 法人契約 (ii) 自動締結契約(ローミング契約等) (iii) 都度契約(公衆電話等) (iv) 接続・共用関係契約
② 契約書面の交付義務 (法第26条の2)	契約締結後に書面を作成し遅滞なく交付することを義務 付け。	上記①の(i)から(iii)まで及び軽微変更等
③ 初期契約解除制度 (法第26条の3)	上記②の書面受領後等の8日間に利用者からの一方的 な契約の解除を可能とする制度。(対象サービスは②より狭 い範囲)	上記①の(i)から(iii)まで及び軽微変更等
④ 苦情等の処理義務 (法第27条)	電気通信役務又はその業務方法についての苦情及び問 合せ(苦情等)を適切かつ迅速な処理を義務付け。	なし
⑤ 業務の休廃止に関する 周知・事前届出義務 (法第26条の4) (周知義務の強化、届出制度に ついては未施行。2019年5月2 日に施行予定。))	電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよう とする場合には、原則として、利用者に対するその旨の周 知を義務付け。この場合において、利用者の利益に及ぼす 影響が大きい電気通信役務については総務大臣に対して あらかじめ届け出ることを義務付け。	(i) 都度契約の休廃止 (ii) 事業の譲渡等による廃止であって、当該譲渡 等により承継した者が引き続き承継した電気 通信業務を営むこととなるもの (iii) 通信の目的が限定的であることが明らかであ るため利用者の利益に及ぼす影響が比較的 少ないと認められる電気通信業務の休廃止
⑥ 不実告知等の禁止 (法第27条の2第1号)	契約の重要事項について、故意に事実を告げず、又は事 実でないことを告げる行為を禁止。	なし
⑦ 勧誘継続行為の禁止 (法第27条の2第3号)	契約を締結せず又は勧誘を受けないことを希望する利用 者に対する再勧誘を禁止。	(i) 法人契約の締結の勧誘 (ii) 利用者の利益の保護のため支障を生ずること がない軽微な変更の勧誘
⑧ 代理店に対する指導等 の措置義務 (法第27条の4)	電気通信事業者に対し、販売代理店への指導等の措置 を行うことを義務付け。	なし

※□の規律は、販売代理店に対しても適用されるもの。

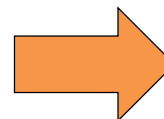
■ 販売代理店は、その業務開始に先立って、総務大臣に対して届出を行わなければならない旨※を規定。

※ 改正法の施行期日の時点で現に販売代理店の業務を行っている者は、施行期日から3ヶ月以内の届出が必要

1. 届出事項等(第73条の2第1項)

電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称及び住所
- ③ 当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所
- ④ 当該媒介等の業務に係る電気通信役務についての第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の別
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項



届出事項等について
総務省令において規定

検討すべき事項	参考
○ 届出事項等についてどのようなものとするか。	○ 緊急提言の指摘 ・ 販売代理店の存在を事業者経由で間接的に把握するのではなく、行政が直接把握するための必要最小限の制度として、届出制を導入する。

2. その他利用者利益の保護のための措置

検討すべき事項	参考
○ 販売代理店の業務の適正性の確保及び利用者利益の保護に資する届出制度とするために講ずべき措置はあるか。	—